

JR東海労ニュース

No.1808

2013年3月11日

JR東海労働組合

統一要求・統一闘争で2013JR春闘を闘おう！⑨

**2013年賃金引き上げ、夏季手当、諸要求に関する第5回団体交渉開催！
休日出勤を早期に解消すること！年休消化できる要員配置を！**

1時間前出勤の強要をやめること！

本部は3月11日、2013年賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求（申第30号）に基づく第5回団体交渉を開催しました。今回は休日出勤の早期解消、年休の完全消化、1時間前出勤の強要、サービス労働の問題、掲示物の一方的撤去、組合掲示板と組合事務所の便宜供与について議論しました。

本部は、休日出勤の早期解消や年休の完全消化に向けて乗務員の養成をさらに増やすなどの対策を迫りました。また、失効する年休はA単価で買い上げるよう要求しました。さらに、出勤時間の1時間前出勤を強要している職場がある。遅れると「出勤遅延未遂」として追及され、社員が精神的に追い込まれている。退職や不幸な事態にならないために強要はやめること。乗務員職場における、乗務の準備を早め出勤で行うサービス労働はやめること。組合掲示物の一方的撤去はやめること。伊勢運輸区に組合掲示板が設置されていないことや、東京地区、三重地区に組合事務所が便宜供与されていないのは不当労働行為である。直ちに便宜供与することを強く迫りました。

会社は、休日出勤は努力しているがゼロにはならない。年休は時季変更権を適切に行使している。「出勤遅延未遂」の定めはない。乗務のための準備に必要な時間は設定している。掲示物は基本協約の定めに基づいて適切に対応している。掲示板設置は労使慣行で5名以上となっている。組合事務所は場所を便宜供与できる場所がないとして、私たちの要求を無視する不誠実な態度を取りました。

掲示物の一方的撤去は、度重なる中央労働委員会命令にも示されているように明らかに不当労働行為です。JR東海労に掲示板や組合事務所を便宜供与しないことも不当労働行為です。私たちはこれらを許さず、職場で起こっている1時間前出勤の強要など、会社による強権的な労務管理を許さず、働きやすい職場をつくるために取り組みを強化します。

議論の詳細は『業務速報No.855』を参照してください。

**伊勢運輸区に組合掲示板を設置せよ！
組合事務所を直ちに便宜供与すること！**